

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は「101」の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は26年産米の過剰米対策は行わず収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りからかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価下落に加えて、日照不足・長雨・台風等により10月15日現在の本県の作況指数は「97」の「やや不良」となり、東近江地域のグリーン近江農業協同組合の検査状況を例にとると10月31日現在の1等米比率は51%となり、特にキヌヒカリにおいては1等米比率が32%となっているなど収量品質の両面で大きな影響を受けました。

加えて、26年産米からの米の直接支払交付金の半減等による所得の減少によって、再生産可能な農業経営の継続が脅かされるなど、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（トレンドで年間8万トン）や政府備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によっては需給緩和が、さらに拡大することが懸念されています。とりわけ米を中心とする本県農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入及び農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示されている「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる」目標の実現が不可能になることは明らかです。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について、適切な措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 迅速な過剰米対策（市場隔離、備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等）や米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。
- 2 飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むために必要な水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保するとともに流通供給体制の整備についても国が関与すること。
- 3 26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと、2割以上の収入減少に対しては国が補填すること。また、翌年3月までの価格で当年産収入額を判断するのではなく、地域の実態に応じた単収設定と通年の価格動向を想定した当年産収入額とすること。
- 4 資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資などに向けた対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

近江八幡市議会議長 田中 好

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 宛